

◆◆◆◆◆赤羽台・赤羽西・赤羽北・桐ヶ丘・西が丘・浮間◆◆◆◆◆

赤羽西地域九条の会

第27号

2016年3月10日発行

教科書問題学習会

2月7日、新婦人北支部、北区子育て連絡会、北区教職員組合と共催で“子育てしゃべり場 in北赤羽”「いま教科書が危ない」と題して教科書学習会をおこないました(於:赤羽北区民センター)。講師は実教出版で日本史を編修している寺川徹さん(出版労連副委員長)。「安倍政権の教育改革から子どもたちを守るために」をテーマに話された。一部抜粋します。

教科書の影響力は大きい 教科書は生徒のものの見方、考え方を作っている。こどもたちへの影響力は大きい。こんな例があった。ある市の学校は「つくる会」系の教科書を選択した。「つくる会」を支援しているのは日本最大の右翼団体「日本会議」や神社本庁などです。この教科書は日露戦争を祖国防衛戦争と書いている。しかし、先生はそう教えずに朝鮮半島をめぐる帝国主義戦争と教えていた。しかし試験でそれを出すと何人も教科書通りに祖国防衛戦争と書いたという。政府もそうなることをよく知っている。だから自分たちの考え方に導こうとして検定制度を改悪している。家永三郎先生がおこした教科書裁判、簡単にいうと文部省から戦争をもっと明るく書けといわれたことから始まっている。反戦・平和の子たちが増えてはこまる。戦争法が通っても反戦・平和の生徒では兵隊になってくれない。政府は戦争ができるような教科書に変えていきたいんです。

国家統制のための3段階 そうするために3段階の規制を設けている。ひとつは検定前。その教科書が、教育基本法や学習指導要領に照らし合わせて著しく齟齬がある場合は検定を経ずに不合格にすることができることにした。1千万、2千万円かけてつくった教科書が商品にならないと回収ができない。経営が考えることは落ちない教科書をめざす、落ちないというのは国の言うままに書いていくということ。出版社側の自粛が生まれる。

検定段階での規制 2番目の規制。学習指導要領は変えられないので「指導要領解説」を変更して、たとえば領土問題は必ず扱えと。そして政府の統一見解は必ず書け、最高裁の判決も同じ、数字の上で通説的な見解が定まっていないものは通説的ではないと書け。日本史の教科書で彼らが書かせたくないのは3つある。南京事件。沖縄戦、従軍慰安婦です。南京事件で中国人が虐殺された数は、中国では30万と言われているが、東京裁判では20万、ほかに数万という数字もある。そういう場合は数字は書くなと。国際法に違反して捕虜を虐殺したということは天皇の軍隊=皇軍の汚点だから。沖縄戦の教訓は、軍隊は住民を守らないということ。純粋に大切な人を守りたいという考えで自衛隊に入っていく人もあるかもしれないが、教科書に軍隊は住民を守るところかガマから住民を追い出したり泣く赤ん坊を殺せといったような内容が書かれたら困る。慰安婦は扱うことがひじょうに厳しい。元慰安婦にされた人の証言などをのせると一方的などと言って、こちらが書きたいことは書かせない。

採択段階の規制 ここまでやっても心配なのか、第3段階は今度は採択させないということ。検定に合格しても子どもたちの手に渡さなければいいということで、教育委員会がこの教科書は使ってはいけないと各学校に言う。まさにこれをやられたのが私の担当している「高校日本史」(実教出版)。国旗・国歌法ができたときに国会でこれは強制するものではないということが確認されている。しかし、現実には裁判にもなっているように違っていて強制されている。実教の教科書は「(強制しないということになっているが)現実はそのようになっていない」と書いた。これが全国的に強制しているように読めるという意見がつけられたので「地方自治体の中には強制を強いているところもある」と直したんですが、採択のとき東京都は自分のところは強制しているという意識があるんでしょう、気に入らないということになり、「東京都教育委員会の方針とは相容れないので実教出版の教科書を採択するのは適切ではない」という通知を全学校に出すんです。学校現場では使いたいという先生もいるんですが認められない。この3段階の規制で、文科省に都合のいい教科書が子どもたちの手に渡るということになる。ILOの条約で「教員の役割」というのがあって教員に教材を選ぶ特別な権利が与えられるべきとされている。日本もこれを批准している。しかし教育委員会が教員に決めさせていない。

領土問題の記述 学習指導要領解説などを変えて国土の問題を書けということになり竹島、尖閣列島、北方領土が日本の固有の領土であることを書けと言われる。政府見解を政府広報誌のように垂れ流している状態になっている。中国はどう言っているのか、韓国はどう言っているのか、ロシアは、というようになぜ今このような問題が起きているのか、それを知らせなくてはならない。生徒達はそれを知ってこの問題をどう解決していったらいいか、発展的に学習していく必要があるのではないか。それぞれの国が勝手に占拠しているとか、自分の領土だからと問題を起しているとか書いているから、生徒たちは中国や、韓国、ロシアはひどい国だと思うことになる。これで生徒達はグローバルな人間に育つのか。



育鵬社の教科書から 育鵬社の「公民」の教科書を見てみましょう。「国民をひとつにまとめるものは、その国によってちがいます。しかし、何か共通のものを軸にした『われわれ』という意識をこの国民ももっています。このような意識や国家への帰属意識、国の名誉や存続、発展などのために行動しようと思う気持ちを愛国心といいます。この愛国心が、多様な人々をひとつの国民へとまとめる重要な役割を果たしています」と書かれている。どうしてこのような記述がでてくるのか。今、格差、貧困がひどい状況です。世襲的にもなっている。社会のいろいろな問題点を見て批判していくのではなく、貧困にあえいでいるのは努力しなかった自分が悪いんだ、自己責任の問題として受け入れてしまう。社会の問題に疑問を呈しない子どもにしたい、国のため戦争することに反対しない、そういう子どもにしたい、そういうねらいをもってつくられている教科書です。

道徳の教科書 今年の4月に小学校の教科書は検定提出される。来年採択で18年に使用。中学校は1年遅れて19年に使用です。2020年に新指導要領のもとで道徳の教科書が出る。教科書はできあがるまでに4年かかる。1年で道徳の教科書をつくらなくてはならない。小学校や中学校の道徳を出す会社はものすごく困っている。どうするかというと、検定に通るだろうと今使われている教材にちかいものになるだろう。「13歳からの道徳教科書」(育鵬社)に牧野富太郎とその妻の話がでており、夫につくす妻の献身的な行為をいい道徳としている。道徳にはその基礎となる学問がない。学問的な裏付けがなくこの道徳は正しい、あるいは間違いと判断する。誰が決めるのか。検定調査官と検定調査審議会の判断。公民の教科書でも男と女の役割が強調されている。一つの価値観を押しつける。自分と違った価値観があったら空気を読んで他と同調する子どもをつくる。異議をさしはさまない子どもをつくる。教科書問題は憲法改悪へ向けてまっしぐらの道。

「赤羽西地域九条の会 6周年のつどい」

5月29日(日) 13時半から **赤羽会館4F小ホール**でおこないます。記念講演は、総がかり行動実行委員会共同代表の高田健さん『戦争する国』にさせないです。わが九条の会では2013年について2回目です。下の新聞記事は高田さんが韓国の李泳禧(イヨンヒ)賞をもらったときの東京新聞の記事です。

安保法反対運動主導 高田健さん

韓国の財団から受賞

権力に対抗「李泳禧賞」

安全保障関連法の反対運動をリードする市民運動家の高田健さん(モ) 東京都港区 国家権力にあらがう人たちに贈られる韓国の「第三回李泳禧賞」に決まった。日本人の受賞は初めて。来月二日に韓国で授賞式がある。

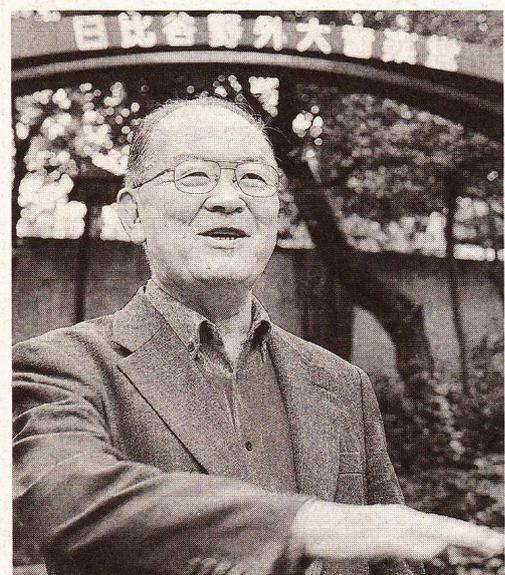
故李泳禧氏は、韓国の民主化運動の理論的支柱として知られ、新しい言論を唱えた革新系のハンギョレ新聞の創刊に関わった。同氏の活動を顕彰する李泳禧財団による「李泳禧賞」は過去二回、韓国の情報機関の不正を追及した同国の弁護士らを選んだ。三回目の今回は、高田さんとともに、現代史を発掘する作品を発表したハンギョレ新聞の元記者が受賞した。

高田健さんは福島県郡山市生まれ。鉱床を探る「ヤマに奔走した。護憲運動やイラク反戦運動

師の父親は収入が安定せず、家は貧しかった。学費が続かずに早稲田大を中退後、出版社に勤めながら労働運動に従事した。一九九九年に「許すな！憲法改悪・市民連絡会」を結成し、

二〇一二年二月の東京電力福島第一原発事故後は、脱原発運動を主導。安保関連法をめぐっては、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」の共同代表に就任し、国会周辺で大規模なデモや集会を展開した。

ハンギョレ新聞は、高田さんの受賞を伝える記事の中で「長年にわたり平和憲法を守り、日本の右傾化を阻止する闘争に貢献してきた」と絶賛した。



安保関連法反対の集会を何度も開いた日比谷野外音楽堂の前で受賞を喜ぶ高田健さん＝東京都千代田区で

高田さんは「安保法反対運動では、これまで別々に行動してきた労働組合や政党が協力し合い、若者や学者のグループのよりどころとなった。日本にも本格的な市民運動がようやく生まれつつある。今回の受賞は、分裂しがちな韓国の運動が安保法反対運動を評価し、これと連携したいという意思の表れではないかと話している。

九条の会は2月8日、国会内で記者会見を行い、「九条の会緊急アピール／安倍首相の明文改憲発言に抗議する」を公表しました。

記者会見は、安倍首相が2月3日の衆議院予算委員会から連続して憲法9条2項の改定、「国防軍」の設置に言及するなどの異常な事態を重視して行われたものです。呼びかけ人の澤地久枝さんも参加し、「いま命がけで反対し戦争に行く道をはっきりとふさがなければならない」と訴えました。（記事・写真とも「憲法新聞515号」から）



発言する澤地さん（全国商工新聞提供）

安倍首相の九条明文改憲発言に抗議する

安倍晋三首相は、2月3日と4日と5日の連日、衆議院予算委員会の審議において、戦力の不保持を定めた憲法9条2項の改定に言及しました。その際に、「7割の憲法学者が自衛隊に憲法違反の疑いをもっている状況をなくすべきだ」という逆立ちした我田引水の理屈や、「占領時代につくられた憲法で、時代にそぐわない」という相も変わらぬ「押しつけ憲法」論などを理由に挙げました。これらは、同首相が、憲法9条の意義を正面から否定する考えの持ち主であることを公言するものに他なりません。

昨年9月、政府・与党は、多くの国民の反対の声を押し切って、日本国憲法がよって立つ立憲主義をくつがえし、民主主義をかなぐり捨てて、9条の平和主義を破壊する戦争法(安保関連法)案の採決を強行しました。この時は、「集団的自衛権の限定行使は合憲」、「現行

憲法の範囲内の法案」などと、従来の政府見解さえからも逸脱する答弁で逃げ回りました。ところが今度は、そうした解釈変更と法律制定による憲法破壊に加えて、明文改憲の主張を公然とするに至ったのです。それは、有事における首相の権限強化や国民の権利制限のための「緊急事態条項」創設の主張にも如実に現れています。

私たち九条の会は、自らの憲法尊重擁護義務をまったくわきまえないこうした一連の安倍首相の明文改憲発言に断固抗議します。2007年、9条改憲を公言した第1次安倍政権を退陣に追い込んだ世論の高揚の再現をめざして、戦争法を廃止し、憲法9条を守りぬくこと、そのために、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いますぐ始めることを訴えます。

2016年2月8日 九条の会

発行：赤羽西地域九条の会 村木栄一 115-0055 北区赤羽西 4-36-4 Tel.3908 - 9807